

議案第 30 号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 25 年 10 月 24 日

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和 35 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中学校の表上尾中の項中「、鴨川小学校の学区（西宮下三丁目）」及び同表南中の項中「（西宮下三丁目を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、西宮下三丁目における就学すべき上尾市立中学校を変更するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。